



福岡医発第94号(地)

平成31年4月9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その13)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別紙のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ「平成30年度診療報酬改定について」に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 10)

平成 3 1 年 4 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 1 3）」の送付について

平成 3 0 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 3 0 年 3 月 6 日付日医発第 1 1 2 5 号（保 2 1 2）「平成 3 0 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 3 0 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 1 3）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 1 3）

（平 31. 4. 3 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 3 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 13）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査】

問1 平成31年2月1日付けで保険適用された「Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査」の対象について、「疑義解釈資料の送付について（その12）」（平成31年2月20日付け医療課事務連絡）問1において、「平成31年2月時点では、難治性の炎症性腸疾患及び急性リンパ性白血病等がこれに該当する」とあるが、現時点では、どのような疾患が該当するのか。

（答）チオプリン製剤を使用する疾患のうち、関連学会の定める治療指針等で治療選択基準及び本検査の結果を踏まえた治療方針が明確に示されているものが該当し、平成31年3月時点では、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患（全身性血管炎（顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等）、全身性エリテマトーデス（SLE）、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患）が該当する。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その12）」（平成31年2月20日付け医療課事務連絡）別添1の問1は廃止する。

【手術】

問2 区分番号「K879-2」腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術の施設基準（子宮頸がんに限る）における「関係学会から示されている指針」には、公益社団法人日本産科婦人科学会等が示した「子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術に関する指針」（平成31年3月4日）は含まれるか。

（答）含まれる。また、当該学会等から示された「子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術について」（平成31年1月22日）についても参照すること。

※ 公益社団法人日本産科婦人科学会等が示した指針等

- ・ 子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術に関する指針

http://www.jsog.or.jp/modules/important/index.php?content_id=6

- ・ 子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術について

http://www.jsog.or.jp/modules/news_m/index.php?content_id=581

【臨床研究法】

問3 臨床研究法の施行後、同法第2条第2項第2号ロに規定する「用法等」と異なる用法等で用いる医薬品等の安全性及び有効性を評価する臨床研究

については、特定臨床研究に該当することとなったが、こうした臨床研究の保険診療上の取扱いに変更はあるか。

(答) 特定臨床研究への該当の有無によって、保険診療上の取扱いに変更が生じることはない。